



森林経営管理法の概要

自分で森林の経営管理が困難な所有者は、市町村へ経営管理の委託が可能になります。津市では順次、経営委託の意向調査を実施していきます。



森林所有者の責務が明確に

新たな法律では、森林所有者は伐採、造林、保育により経営管理を行うことが規定されています(森林経営管理法第3条)。

林業経営に適した森林



意欲と能力のある
林業経営者に再委託

林業経営に適さない森林



委託を受けて管理

経営委託の対象にならない森林とは

- 自分で経営管理を行っている森林
- 森林経営計画の認定を受けている森林
- 集約できない(一体で整備できない)森林
- 天然林、未立木地、竹林、除地



森林環境税を活用して健全な森林づくり

経営委託を受けた山林は、針葉樹と広葉樹が混在した針広混交林として森林づくりを進めます。森林には、雨水を貯留・浄化などする水源かん養、木材利用、土砂流出防止、生物多様性、地球

環境保全などの機能があります。2024年から国税として皆さんからいただく森林環境税(年額1,000円)を財源として、今年度から事業に取り組みます。

健全な森林のイメージ



森林環境税…温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保することを目的として創設されました。



森林は大切な国土です。適切な管理で美しく強い森に!!